

# 川崎町「道の駅」造成基本実施設計・建築基本設計等業務委託公募型プロポーザルにおけるヒアリング（プレゼンテーション）審査実施要領

## 1. ヒアリング（プレゼンテーション）審査の対象

川崎町「道の駅」造成基本実施設計・建築基本設計等業務委託公募型プロポーザルにおけるヒアリング（プレゼンテーション）（以下「ヒアリング」という。）審査は、川崎町「道の駅」造成基本実施設計・建物基本設計等業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による一次審査によりヒアリング審査対象となった者（以下「対象者」という。）を対象に実施する。

## 2. ヒアリング審査の実施方法

### (1) ヒアリング審査日

令和3年9月9日（木）

### (2) ヒアリング審査の実施順及び時間

ヒアリング審査は、ヒアリング審査実施時間表（別紙1）に基づき実施する。

#### ①実施順

実施順は企画提案書等受付完了順とする。

#### ②ヒアリング審査日時等の通知

令和3年9月6日（月）17時までに電子メールで通知する。

### (3) ヒアリングの出席者

説明員は、5名以内とし、業務配置予定の統括責任者は必ず出席すること。プレゼンテーションについては、業務配置予定の統括責任者または様式7に記載された管理技術者（土木または建築）が行うこととする。

### (4) ヒアリング審査の概要

#### ①企画提案書の提案内容について、プレゼンテーションを30分以内で行う。

説明途中であっても30分を超過した時点で終了とする。プレゼンテーション終了後に、15分程度の質疑応答を行う。

#### ②プレゼンテーションは、映写した画像を用いて実施することができるものとする。

本町が準備するプロジェクター、スクリーン、コンセント、延長コードは利用することができるが、パソコン等の必要機材の準備は対象者で準備すること。なお、本町が準備するプロジェクター等を利用する場合は、事務局と事前に連絡確認を取り日程調整を行い、ヒアリング審査実施日5日前までに持参するパソコン等との動作確認を行うこと。

#### ③プロジェクター等を用いて映写する際に使用するファイルは、提出された企画提案書及びその内容を説明するものに限る。ただし、内容が新しく追加、

変更されたものは不可とする。

④ヒアリング審査は非公開とする。

(5) 禁止事項

次の事項に該当する対象者は失格とする。

①通知したヒアリング審査の受付時間に遅刻した対象者。ただし、選定委員会  
がやむを得ない事由と判断した場合はこの限りではない。

②選定委員会及び事務局の指示に従わない対象者。

③プレゼンテーションでの説明に用いた映写画像の内容が、提出された企画提  
案書の内容と異なったり、新たに追加または変更された場合。

(6) 注意事項

参加者名、代表者名等が判別または推測できる言動等、また身につけたり所持  
しないように注意すること。それらに該当する行為が判明した場合、得点から  
二次試験の満点（420点）の20%を減点する。

3 その他

(1) ヒアリング審査において、本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選  
定委員会と事務局が協議し決定する。また、その内容は必要に応じて対象者全員  
に通知するものとする。

(2) ヒアリング審査の進行状況により、別途通知する開始時刻が前後する場合は、事  
務局の指示に従うこと。

別紙1

ヒアリング審査実施時間表（予定）

※変更になる場合もあります。

日時	説明順	項目	審査時間
令和3年9月9日（木）	1	入室	9：55
		説明準備	9：55～10：00
		プレゼンテーション	10：00～10：30
		質疑応答	10：30～10：45
	2	入室	10：55
		説明準備	10：55～11：00
		プレゼンテーション	11：00～11：30
		質疑応答	11：30～11：45
	3	入室	13：20
		説明準備	13：20～13：25
		プレゼンテーション	13：25～13：55
		質疑応答	13：55～14：10
	4	入室	14：20
		説明準備	14：20～14：25
		プレゼンテーション	14：25～14：55
		質疑応答	14：55～15：10
	5	入室	15：20
		説明準備	15：20～15：25
		プレゼンテーション	15：25～15：55
		質疑応答	15：55～16：10